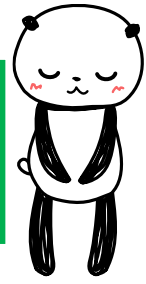




資料の弁償について



静岡市立図書館 2023.4

図書館の資料は静岡市の税金で購入したみんなの財産です。

利用するときは、十分注意して取り扱ってください。

資料を紛失・汚損・破損した場合、原則、弁償となります。

次に借りる方も気持ちよく利用できるよう、ご協力をお願いします。

弁償を求 める根拠

静岡市図書館条例第 11 条 (損害賠償の義務)

静岡市図書館条例施行規則第 3 条 (館内利用者の遵守事項)

弁償を求 める基準

原則は次に借りる人が快適に利用できるかどうかを図書館が判断します。

相互貸借で借りた本は、貸出元の図書館の基準となります。

弁償の方法

同一の本・雑誌・CD を持参していただきます。

同じ資料が用意できない場合は、代替りの資料を指定します。

DVD は金額に見合う代替りの本を指定します。

※現金での弁償は受付けておりません。

資料を紛失したり、汚損・破損があった場合は、カウンターまでお知らせください。

弁償していただくことになる資料

①水濡れ(雨・結露等による)があるもの

- ・波打ち、変色、ページがめくれない、形状が変わったもの

②汚れ、染み、臭い、べたつき、焦げ跡等があるもの

- ・チョコ・コーヒー等の飲食物、食べかすが付着したもの
- ・血液、ペットの糞尿等、タバコなどの異臭等衛生上問題があるもの
- ・付箋や接着剤等によりべたつきがあるもの
- ・タバコ、鍋、アイロン等により焦げ跡があるもの

③書き込み(落書き・線引き、印付け等)、書き込み跡があるもの

④ページ破れ、ページの欠落があるもの

⑤噛み跡があるもの

⑥折り癖があるもの

⑦紛失したもの

⑧その他館長が弁償の必要があると判断するもの

次の場合、弁償していただくかなくてよいことがあります。

- 経年劣化が原因と判断したもの
- 汚れ等があるが修復できると判断したもの
- その他館長が不要と判断したもの